

# 大阪市浪速区役所地下駐車場

## 使用事業者募集要項

令和 7 年 12 月  
大阪市浪速区役所

1 募集対象物件	1
2 応募資格要件	1
3 大阪市浪速区役所地下駐車場使用条件	3
4 応募申込手続	3
5 質疑書の提出及び回答	3
6 價格提案書の提出日及び審査	4
7 使用許可に関する説明会	6
8 使用許可申請の手続き	6
9 使用予定事業者の決定の取消し	6
10 その他	6
入札に関する問い合わせ先	7
事務の進め方	8

## 大阪市浪速区役所地下駐車場使用事業者募集要項

大阪市浪速区役所が行う大阪市浪速区役所地下駐車場使用事業者の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

### 1 募集対象物件

#### (1) 名称

浪速区役所

#### (2) 所在地（住居表示）

大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号

#### (3) 区分

浪速区役所地下1階

#### (4) 面積

528.2 m<sup>2</sup>（別紙図面のとおり）

#### (5) 駐車台数

20台（障がい者用2台含む）

#### (6) 最低使用料（予定価格）（月額・税抜）

¥350,000円以上

- ※ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び大阪市条例（昭和39年条例第8号）の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下、「使用許可」という。）を行います。
- ※ 最低使用料（予定価格）には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は消費税等が加算されます。

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者でないこと。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 大阪市内又は近隣市町村に住所又は事務所があること。
- (4) 駐車場の管理運営業務（自ら管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (5) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納がないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (7) 本市が実施した駐車場使用事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (8) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3

号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者ではないもの。

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
  - ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
  - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
  - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
  - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

### 3 大阪市浪速区役所地下駐車場使用条件等

別紙仕様書のとおり

### 4 応募申込手続

#### (1) 応募申込書申込受期間及び申込受付場所

##### ① 申込受付期間

令和7年12月12日(金)～令和7年12月26日(金)

午前9時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

##### ② 申込受付場所

大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号

大阪市浪速区役所6階63番窓口 総務課

#### (2) 申込みに必要な書類

##### ① 応募申込書(本市所定様式 A4サイズ両面)

##### ② 誓約書(本市所定様式 A4サイズ両面)

※ ①②については、ホームページから表面と裏面を別々にダウンロードした場合は、必ず実印の割印を押してください。

##### ③ <個人>印鑑登録証明書

<法人>印鑑証明書

##### ④ <個人>住民票の写し

<法人>法人の登録記載事項証明書又は登記簿謄本(登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれかの全部事項証明書)

※ ③④については、発行後3ヵ月以内のものに限ります。

##### ⑤ 国税及び大阪市税(個人又は法人等の市民税、固定資産税、都市計画税(土地・建物))の未納の税額がないことの証明書の写し 国税は「納税証明書(その3)」に限ります。

##### ⑥ 事業概要

<法人> (ア) 会社概要

(イ) 直近の貸借対照表、損益計算書

<個人> (ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの

(イ) 令和6年分の所得税確定申告書の写し

#### (3) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。(送付、電話、ファックス、メールによる受付は行いません。)

### 5 質疑書の提出及び回答

#### (1) 受付期間

令和7年12月12日(金)～令和7年12月26日(金) 午後5時まで

#### (2) 提出方法

「募集要項」及び「大阪市浪速区役所地下駐車場使用条件」の内容について疑義がある場合は、質疑書（本市所定様式）に疑義内容を記載のうえ、上記受付期間内に電子メール（大阪市浪速区役所総務課：[tj0001@city.osaka.lg.jp](mailto:tj0001@city.osaka.lg.jp)）へ提出してください。その他の方法による提出は受付出来ません。なお、質疑書以外での疑義・質問はお答えできません。

(3) 質疑書への回答日

令和8年1月8日(木)掲載

(4) 回答方法

質疑内容を整理したうえで、大阪市ホームページ上  
(<https://www.city.osaka.lg.jp/naniwa/category/3217-6-0-0-0-0-0-0-0.html>) に掲載します。

## 6 値格提案書の提出日及び審査

(1) 値格提案書提出及び審査の日時

価格提案日 令和8年1月16日(金)

価格提案書提出時間 午前10時30分～午前11時まで

審査開始時間 価格提案書の投函締切り後即時

※ 価格提案審査は、601会議室に設置している時計が午前11時になると同時に開始し、価格提案開始後の価格提案はできません。

(2) 値格提案書提出及び審査の場所

大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号

大阪市浪速区役所6階 601会議室

(3) 提出書類等(当日持参するもの)

①応募受付申込証（応募申込時に交付したもの）

②価格提案書（本市所定様式）

③委任状(代理人により応募しようとする場合)

④実印(代理人により応募しようとする場合は委任状の「受任者」欄に押印した印鑑)

(4) 価格提案書の投函方法

①応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印（実印を押印の上、入札箱に投函してください。

②応募は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書（委任状の「受任者」欄に押印した印鑑を押印）と一緒に入札箱に投函してください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、1ヶ月分の月額使用料(税抜)を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

## (7) 價格提案審査

- ① 價格提案審査は、価格提案書の投函締切後直ちに応募資格者立会いのもとで行います。
- ② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。
- ③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。なお、価格提案審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

## (8) 價格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 最低使用料（予定価格）を下回る価格によるもの。
- ② 応募参加資格がない者が価格提案審査したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ③ 指定の日時までに提出しなかったもの。
- ④ 応募資格者の記名押印（実印または委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）がないもの。
- ⑤ 本市所定様式の価格提案書を用いないで価格提案したもの。
- ⑥ 応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑦ 応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- ⑧ 他の応募資格者の代理人を兼ね又は2以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの
- ⑪ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ⑫ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

## (2) 使用予定事業者の決定

使用予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料（予定価格）以上で、かつ最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。なお、使用予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

## (10) くじによる使用予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより使用予定事業者を決定します。

当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、使用予定事業者を決定します。

## (11) 審査結果の発表及び公表

使用予定事業者を決定したときは、使用予定事業者名及び決定金額、並びに使用予定事業者以外の応募申込者名及び応募価格の発表を行います。使用予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表します。

審査結果については、使用予定事業者名及び法人・個人の区分、決定金額を大阪市ホームページに掲載します。

なお、電話での問い合わせに対しては、落札者名及び落札金額を回答します。

#### (12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

### 7 使用許可に関する説明会

- (1) 使用予定事業者に対しては、価格提案審査終了後、今後の手続について引き続き説明会を行います。
- (2) 説明会には、使用予定事業者本人又は代理人が必ず出席してください。
- (3) 正当な理由がなく、説明会に出席されない場合は、使用予定事業者の資格を取り消します。

### 8 使用許可申請の手続き

令和8年1月30日（金）までに応募申込書に記載された名義で「行政財産使用許可申請書」を提出してください。

### 9 使用予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 使用予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他使用予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

### 10 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、使用予定事業者の負担となります。

募集に関する問い合わせ先

大阪市浪速区役所総務課

大阪市浪速区敷津東1-4-20

大阪市浪速区役所6階63番窓口

電話：06-6647-9936

## 事務の進め方

募集要項の配布・応募申込書の受付開始（令和7年12月12日）



応募申込書・質疑書の提出期限（令和7年12月26日）



質疑書の回答期限（令和8年1月8日）



価格提案審査・使用予定事業者の決定（令和8年1月16日）



使用許可申請の手続き



使用許可申請の交付



使用許可の開始（令和8年4月1日）